

居宅介護支援事業所管理者 様

七飯町民生部福祉課長

町長が定める回数以上の訪問介護を位置づけた居宅介護サービス計画の届出について

日頃より当町の介護保険制度にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度の介護報酬改定に伴い、平成30年10月1日以降に、市町村長が定める回数以上の訪問介護（市町村長が定めるものに限る。）を位置づけた居宅介護サービス計画を作成又は変更した場合は、保険者である市町村長に当該居宅介護サービス計画を届け出ることとなりました。

つきましては、七飯町長が定める回数と訪問介護の種類を次のとおり決定いたしましたので、該当となる居宅介護サービス計画を作成又は変更した場合は、別紙の届出書に当該居宅介護サービス計画（第1表から第6表まで）の写しを添えて、期日までに提出してください。

記

1 町長が定める回数

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月当たりの回数	27回	34回	43回	38回	31回

※厚生労働大臣が定める回数と同様です。

2 町長が定める訪問介護の種類

生活援助が中心である訪問介護

※厚生労働大臣が定める訪問介護の種類と同様です。

3 届出の対象となる居宅介護サービス計画

2に定める生活援助中心型の訪問介護を1に定める回数以上位置づけた居宅介護サービス計画

※平成30年10月1日以降に作成又は変更した居宅介護サービス計画が対象です。

※身体介護が中心である訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行うものは対象となりません。

4 届出方法

別紙の届出書に必要事項を記載の上、該当する居宅介護サービス計画（第1表から第6表まで）の写しを添付して、当該居宅介護サービス計画を作成した月の翌月の末日までに提出してください。届出書の様式は、七飯町ホームページからもダウンロードできます。

※第5表は、生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみ提出してください。

※10月1日に当該居宅介護サービス計画を作成した場合は、11月末日が期限です。

民生部福祉課介護保険係
電話：0138-65-2511（内線123）